

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (29)

令和7年1月20日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 救 軌

外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

## 記

### 乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

#### 乙B第132号証 浜岡原子力発電所の基準津波について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年10月28日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 被告は、南海トラフ検討会の知見を反映し、新規制基準に沿って検討を行い、基準津波を策定したこと
- ・ 基準津波の策定に当たり、敷地に及ぼす影響が支配的なプレート間地震の津波に関し、南海トラフ検討会による南海トラフの最大クラスのプレート間地震の津波断層モデルを考慮して敷地への影響の観点から不確かさを考慮した津波評価を行い、プレート間地震と海底地すべり等を組み合わせた津波評価も行うことにより、水位上昇側及び水位下降側のそれぞれで敷地に厳しい影響を及ぼす津波評価を行っていること
- ・ 水位上昇側の津波評価結果のうち敷地前面への影響が最も大きいケースを検討し、防波壁前面の最大上昇水位がT. P. +25.2mと最も大きくなる、プレート間地震と海底地すべりとの組合せケースを基準津波1として策定していること
- ・ 水位上昇側の津波評価結果のうち各取水槽への影響が最も大きい

ケースを検討し、最大上昇水位がいずれも最大T. P. +12.0m  
となっている、プレート間地震と海域の活断層による地殻内地震との  
組合せケースを基準津波2 a, プレート間地震と海底地すべりとの組  
合せケース(組み合わせた海底地すべりが異なる2つのケース)を基  
準津波2 b, 基準津波2 cとして、それぞれ策定していること

- ・ 水位下降側の津波評価結果のうち取水塔への影響が最も大きい  
ケースを検討し、取水塔から取水できない時間が14分と最も長くな  
る、プレート間地震と海域の活断層による地殻内地震との組合せケー  
スを基準津波3として策定していること 等

(静岡県のホームページに掲載されている。)

乙B第133号証 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1287回  
議事録(抜粋)

[表紙, 1, 2, 30~33頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和6年10月11日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 令和6年10月11日の原子力規制委員会の新規制基準適合性に係  
る審査会合において、本件原子力発電所の基準津波の策定について概ね  
妥当な検討がなされたと評価されていることを証する。

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

以上